（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第四条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「八・八三五」を「八・八五五」に、「八・三四二」を「八・三四一」に、「七・八三六」を「七・八五四」に、「七・三七六」を「七・三九二」に、「六・九三九」を「六・九五五」に、「六・五二五」を「六・五四〇」に、「六・一三三」を「六・一四七」に、「五・七六一」を「五・七七四」に、「五・四〇八」を「五・四二一」に、「五・〇七四」を「五・〇八六」に、「四・七五八」を「四・七六九」に、「四・四五七」を「四・四六八」に、「四・一七三」を「四・一八三」に、「三・九〇三」を「三・九一三」に、「三・六四八」を「三・六五七」に、「三・四一四」を「三・四二五」に、「三・一八四」を「三・一九五」に、「二・九六八」を「二・九七九」に、「二・七五二」を「二・七六二」に、「二・五五六」を「二・五六三」に、「二・三七一」を「二・三七七」に、「二・一九五」を「二・二〇一」に、「二・〇二八」を「二・〇三四」に、「一・八七一」を「一・八七六」に、「一・七二六」を「一・七二一」に、「一・五七九」を「一・五八四」に、「一・四四五」を「一・四四九」に、「一・三一七」を「一・三二二」に、「一・一九六」を「一・二〇一」に、「一・〇八二」を「一・〇八六」に、「〇・九七三」を「〇・九七七」に、「〇・八七〇」を「〇・八七四」に、「〇・七七三」を「〇・七七六」に、「〇・六八〇」を「〇・六八四」に、「〇・五九三」を「〇・五九六」に、「〇・五一〇」を「〇・五一三」に、「〇・四三一」を「〇・四三四」に、「〇・三五七」を「〇・三五九」に、「〇・三〇七」を「〇・三〇四」に、「〇・二五四」を「〇・二五七」に、「〇・二〇六」を「〇・二〇八」に、「〇・一六〇」を「〇・一六二」に、「〇・一四二」を「〇・一四五」に、「〇・一二七」を「〇・一二九」に、「〇・一〇七」を「〇・一〇九」に、「〇・〇八八」を「〇・〇九〇」に、「〇・〇七二」を「〇・〇七四」に、「〇・〇五七」を「〇・〇五九」に、「〇・〇四五」を「〇・〇四七」に、「〇・〇三二」を「〇・〇三四」に、「〇・〇二五」を「〇・〇二七」に、「〇・〇一六」を「〇・〇一八」に、「〇・〇一〇」を「〇・〇一二」に、「〇・〇〇六」を「〇・〇〇八」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇〇七」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇〇六」に、「〇・〇〇三」を「〇・〇〇五」に、「〇・〇〇二」を「〇・〇〇四」に、「〇・〇〇一」を「〇・〇〇三」に改め、同表に次のように加える。

令和二年度
〇・〇〇二

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「一・二六六三六四（」を「一・二九一八一八（昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・二八八一八二とし、」に、「一・二六五四五五」を「一・二八七二七三」に、「一・二七九五四五五」を「一・二七七二七三」に、「一・二四六三六四」を「一・二六八一八二」に、「一・二五七二七三」を「一・二八〇九〇九」に、「一・二三一八一八」を「一・二五四五五五」に、「一・二一〇九〇九」を「一・二三一八一八」に、「一・二二七二七三」を「一・二五四五五五」に、「七十二万二百四十円」と、同条第五項」を「七十三万二千八百九十円」と、「七十三万四千八百九十円」と、「七十二万二百四十円」と、同条第五項」を「七十三万二千八百九十円（昭和三十一年四月一日以前に生まれた者にあつては、七十三万二千八百九十円とする。）」と、同条第五項」に改め、同条第五項中「〇・九九七二三七」を「一・〇一四七三二」に、「〇・九九五四〇〇」を「一・〇一二八九〇」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第六条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号イ中「四・一三六」を「四・二一五」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第七条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号。附則第三条において「北朝鮮拉致被害者支援法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・八三五」を「八・八五五」に、「八・三四二」を「八・三四一」に、「七・八三六」を「七・八五四」に、「七・三七六」を「七・三九二」に、「六・九三九」を「六・九五五」に、「六・五二五」を「六・五四〇」に、「六・一三三」を「六・一四七」に、「五・七六一」を「五・七七四」に、「五・四〇八」を「五・四二一」に、「五・〇七四」を「五・〇八六」に、「四・七五八」を「四・七六九」に、「四・四五七」を「四・四六八」に、「四・一七三」を「四・一八三」に、「三・九〇三」を「三・九一三」に、「三・六四八」を「三・六五七」に、「三・四一四」を「三・四二五」に、「三・一八四」を「三・一九五」に、「二・九六八」を「二・九七九」に、「二・七五二」を「二・七六二」に、「二・五五六」を「二・五六三」に、「二・三七一」を「二・三七七」に、「二・一九五」を「二・二〇一」に、「二・〇二八」を「二・〇三四」に、「一・八七一」を「一・八七六」に、「一・七二六」を「一・七二一」に、「一・五七九」を「一・五八四」に、「一・四四五」を「一・四四九」に、「一・三一七」を「一・三二二」に、「一・一九六」を「一・二〇一」に、「一・〇八二」を「一・〇八六」に、「〇・九七三」を「〇・九七七」に、「〇・八七〇」を「〇・八七四」に、「〇・七七三」を「〇・七七六」に、「〇・六八〇」を「〇・六八四」に、「〇・五九三」を「〇・五九六」に、「〇・五一〇」を「〇・五一三」に、「〇・四三一」を「〇・四三四」に、「〇・三五七」を「〇・三五九」に、「〇・三〇七」を「〇・三〇四」に、「〇・二五四」を「〇・二五七」に、「〇・二〇六」を「〇・二〇八」に、「〇・一六〇」を「〇・一六二」に、「〇・一四二」を「〇・一四五」に、「〇・一二七」を「〇・一二九」に、「〇・一〇七」を「〇・一〇九」に、「〇・〇八八」を「〇・〇九〇」に、「〇・〇七二」を「〇・〇七四」に、「〇・〇五七」を「〇・〇五九」に、「〇・〇四五」を「〇・〇四七」に、「〇・〇三二」を「〇・〇三四」に、「〇・〇二五」を「〇・〇二七」に、「〇・〇一六」を「〇・〇一八」に、「〇・〇一〇」を「〇・〇一二」に、「〇・〇〇六」を「〇・〇〇八」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇〇七」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇〇六」に、「〇・〇〇三」を「〇・〇〇五」に改め、同表に次のように加える。

令和二年度
〇・〇〇二

別表第二中「四・九八四」を「五・一三四」に、「四・六八三」を「四・八二五」に、「四・三二二」を「四・四五四」に、「三・九四五」を「四・〇六九」に、「三・七六〇」を「三・八七九」に、「三・五七七」を「三・六八七」に、「三・二四八」を「三・三五四」に、「三・〇八五」を「三・一八七」に、「二・八七九」を「二・九七六」に、「二・六八七」を「二・七八〇」に、「二・四二四」を「二・五〇九」に、「二・二二一」を「二・三〇一」に、「二・〇七〇」を「二・一四七」に、「一・七四九」を「一・八一八」に、「一・二三一」を「一・二四七」に、「〇・九八八」を「〇・一〇二七」に、「〇・八七四」を「〇・九〇〇」に、「〇・七六〇」を「〇・七九〇」に、「〇・六八四」を「〇・七〇四」に、「〇・五九七」を「〇・六一七」に、「〇・五一〇」を「〇・五三〇」に、「〇・四三一」を「〇・四五一」に、「〇・三五七」を「〇・三七七」に、「〇・二五四」を「〇・二六四」に、「〇・一六〇」を「〇・一六六」に、「〇・一四二」を「〇・一四七」に、「〇・一二七」を「〇・一三二」に、「〇・一〇七」を「〇・一一二」に、「〇・〇八八」を「〇・〇九二」に、「〇・〇七二」を「〇・〇七四」に、「〇・〇五七」を「〇・〇五九」に、「〇・〇四五」を「〇・〇四七」に、「〇・〇三二」を「〇・〇三四」に、「〇・〇二五」を「〇・〇二七」に、「〇・〇一六」を「〇・〇一八」に、「〇・〇一〇」を「〇・〇一二」に、「〇・〇〇六」を「〇・〇〇八」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇〇七」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇〇六」に、「〇・〇〇三」を「〇・〇〇五」に改め、同表に次のように加える。

平成三十年度
〇・〇四〇